

王寺町独自の新型コロナ対策：

王寺町では、国の「地方創生臨時交付金」を活用して、新型コロナウイルス感染症拡大の防止と、地域経済・住民生活の支援に取組みます。各事業の詳細は、今後、広報紙等でお知らせします。

王寺町の市外局番：0745

生活支援	すべてのみなさま	水道料金の減免	7～10月分（8～11月請求分）の水道料金の 基本料金を免除 します（申込不要）。 ▶基本料金（月）例：13mm 660円／20mm 1,100円	王寺町上下水道課（☎ 73-2568）
	ひとり親家庭等 （0歳～高校生のいる世帯）	ひとり親家庭等 臨時給付金	子ども一人当たり 2万円 令和2年5月期（5/11支払）の児童扶養手当を受給する世帯に対し、 対象の子ども一人当たり2万円 を支給します。申請不要／6月上旬に案内通知を対象世帯に送付	王寺町子育て支援課（☎ 73-2001）
	準要保護世帯の 児童、生徒	準要保護世帯への 昼食費補助	準要保護世帯へ、学校休業期間中の 給食費相当分を支給 します。	王寺町学校教育課（☎ 72-1031）
教育	児童、生徒	給食費の減免	調理、配膳を伴わない簡易な給食（パン・牛乳・副食等）を2か月間（7・8月予定）、 無償で提供 します。	王寺町学校教育課（☎ 72-1031）
		授業動画の視聴環境整備	授業動画を町公式サイトからインターネットで配信（5/12～）。 視聴する環境のない家庭には、DVD再生機器を貸与します。	王寺町学校教育課（☎ 72-1031）
	園児、児童、生徒	図書カードの配布	町内在住の3歳児（平成28年4月2日生～平成29年4月1日生）から小中学生までの子どもたちに 一人3,000円分 の図書カードを配布します。	王寺町学校教育課（☎ 72-1031） 王寺町子育て支援課（☎ 73-2001）
	小学生～高校生、 その保護者	「冒険の森 in おうじ」 利用料金の助成	町内在住の小学生から高校生までの子どもたちと、その保護者を対象に、令和2年4月、菩提キャンプ場に オープンした自然共生型アウトドアパーク「冒険の森 in おうじ」の 利用料を半額 助成します。	王寺町生涯学習課（☎ 72-1031）
経済支援	すべてのみなさま	テイクアウト、デリバリー 等事業者の販売促進支援	▶事業者情報をまとめた特設サイトを作成 ▶消費者が飲食店等で使える プレミアム回数券 を販売… 額面5,000円（うち2,500円を町が補助）	
	事業者	休業等協力金	県休業等協力金（4/25～5/6）の支給決定者（町商工会員で町内事業所を有し、かつ町納税者に限る）に、 町独自に10万円 を支援。▶ 申請開始時期 ：5月下旬を予定（詳細決定次第、町公式サイトで周知）	王寺町地域交流課（☎ 33-6668）
		商工会員に対する 個別相談会の開催	国や県、町の各種支援事業の申請手続きや、今後の経営指導強化として、個別相談会を開催 ▶講師：中小企業診断士等	
福祉・衛生	高齢者のみなさま	高齢者へのマスク配布	75才以上に一人 50枚のマスク を郵送で配布します。／5月末に送付	王寺町福祉介護課（☎ 73-2001）
	施設を利用する人	感染防止対策用 物品の購入	高齢者・障害者施設、幼稚園～中学校施設、公共施設での感染防止対策で購入 ▶備蓄用大人用マスク、子ども用マスク ▶手指消毒用アルコール ▶非接触型体温計	王寺町危機管理室（☎ 73-2001） 王寺町保健センター（☎ 33-5000）

王寺町 Oji Town **新型コロナウイルス感染症の影響で、生活や事業活動に影響を受けている**

すべての王寺町民のみなさまへ

（原則、住民：令和2年4月27日現在、住民基本台帳登録者）



王寺町新型コロナウイルス総合情報特設ページ

王寺町 新型コロナ



新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧 (5月12日現在)

王寺町の市外局番：0745

給付金・協力金等	すべてのみなさま	特別定額給付金	一人当たり 10万円	住民基本台帳に記録されている全国すべての人々に対して、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、 一人当たり10万円 を給付します。	総務省コールセンター (☎ 0120-260-020) 王寺町政策推進課 (☎ 73-2001)
	子育て世帯 (0歳～中学生のいる世帯)	子育て世帯への 臨時特別給付金	児童一人当たり 1万円	令和2年4月分(3月分含む)の児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、 対象児童一人当たり1万円 を支給します。申請不要/6月支給予定	王寺町子育て支援課 (☎ 73-2001)
	県からの要請で休業	新型コロナウイルス 感染症拡大防止協力金	中小企業 20万円 個人事業主 10万円	県から施設の休止や営業時間の短縮の要請協力の依頼に協力した事業者に対し、 中小企業20万円、個人事業主10万円 を支援 ▶申請受付：令和2年4月28日～6月1日	奈良県緊急事態措置コールセンター (☎ 0742-27-3600)
		王寺町休業等協力金 (再掲)		県休業等協力金(4/25～5/6)の支給決定者(町商工会員で町内事業所を有し、かつ町納税者に限る)に、 町独自に10万円 を支援。▶申請開始時期：5月下旬を予定(詳細決定次第、町公式サイトで周知)	王寺町地域交流課 (☎ 33-6668)
	売上が前年比半減	持続化給付金		売上が前年同月比50%以上減少した事業者に対し、以下の範囲内で給付 中小企業：最大200万円 個人事業主：最大100万円	持続化給付金事業コールセンター (☎ 0120-115-570)
	労働者を一時休業させた	雇用調整助成金		一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部助成が受けられます。	奈良労働局助成金センター (☎ 0742-35-6336)
	子どもの世話で 保護者が休業	小学校休業等対応支援金		臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話が必要になり、休業をした個人事業主またはフリーランスに対し、支援金を支給 1日当たり4,100円(定額)	学校等休業助成金・支援金等相談 コールセンター (☎ 0120-60-3999)
	子どもの世話で 従業員が休業	小学校休業等対応助成金		臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話が必要になった従業員に対し、有給の特別休暇(年次有給休暇とは別)を取得させた事業主に対して、助成金を支給 休暇中に支払った賃金の10/10	
	大学等の授業料の 支払いが困難	高等教育修学支援新制度		返済の必要がない奨学金が受けられる場合があります。	日本学生支援機構 (☎ 0570-666-301)
融資	資金繰りのための 融資を受けたい	県や国の融資制度	▶売上高等が減少した中小企業等に対する金利・保証料が0% (県負担) の県の制度融資 ▶日本政策金融公庫の特別融資、商工中金の危機対策融資	奈良県地域産業課 (☎ 0742-27-8807) 日本政策金融公庫・商工中金ホームページ	
猶予	納税が今は厳しい	税金の徴収猶予	国税、県税、各種税金の徴収猶予があります。町では、事業等に係る収入に相当の減少があった人は1年間、個人住民税や地方法人二税、固定資産税などほぼすべての税目の徴収猶予を受けることができます。	中南和県税事務所 (☎ 0744-48-3007) 王寺町税務課 (☎ 73-2001)	
	水道料金の支払いが 今は厳しい	水道料金の減免・猶予	7～10月分(8～11月請求分)の水道料金の 基本料金を免除 します(再掲)。一時的に支払いが困難な場合は、支払いが猶予される場合があります。	王寺町上下水道課 (☎ 73-2568)	
	社会保険料等が払えない	健康保険料・厚生年金保険料等の納付猶予	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料など、保険料を納付することが困難な場合は 保険料の免除もしくは納付の猶予ができる場合があります。	王寺町国保健康推進課・福祉介護課 (☎ 73-2001) 大和高田年金事務所 (☎ 0745-22-3531)	
相談	経営や資金繰り、 雇用などの悩み	経営・労働相談等	▶経営相談：経営の相談や資金繰りなど支援策を案内 ▶労働相談：賃金や労働時間等について、働く人や事業主からの相談を受付	▶経営相談：王寺町商工会 (☎ 72-5105) ▶中小企業労働相談所 (☎ 0120-450-355)	